

契 約 書 (案)

件 名	広島市立病院機構におけるクレジットカード (VISA・Master) 利用取扱業務に伴う 加盟店契約	
信用販売 実施場所	広島市立広島市民病院 広島市立安佐市民病院 広島市立舟入市民病院 広島市立リハビリテーション病院	広島市中区基町7番33号 広島市安佐北区可部南二丁目1番1号 広島市中区舟入幸町14番11号 広島市安佐南区伴南一丁目39番1号
契約期間	契約締結の日から平成33年3月31日まで	
履行期間	平成29年6月1日から平成33年3月31日	
手数料率	%	
特約条項	1 本件契約において、甲が乙に支払うべき手数料の金額について、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、甲は当該契約を変更又は解除することができる。 2 乙は前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、甲は、その損害賠償の責めを負わないものとする。	

上記について広島市立病院機構を甲とし、
を乙として、甲乙間において次の
条項により契約を締結する。

これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

平成29年 月 日

甲 広島市中区中町8番18号
地方独立行政法人 広島市立病院機構
理事長 影本正之

乙

広島市立病院機構（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙および乙が加盟または提携する組織（VISA国際サービスアソシエーションおよびマスターカード国際サービスアソシエーションを含み、以下「提携組織」という。）が運営するクレジット取引システムに基づき、乙および第1条(1)に定めるカードにより、甲がカード保有者に対し公金のカード決済を行うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本契約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとする。

(1)「カード」とは、下記①から③に記載したクレジットカード等（その他支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号を含む）のうち、乙が指定するものをいう。

①加盟店と会員の間での取引の決済機能を有する当社が発行するクレジットカード等

②提携組織に加盟している日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード等

③当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が発行するクレジットカード等
カードは、カードの表面に会員名が印字され、所定の署名欄に自署した会員に限り利用でき、他の者に利用させることはできないものとする。

(2)「会員」とは、前項「カード」を利用するものいい、カードを正当に所持する者をいいます。

(3)「端末機」とは、CAT（クレジット・オーソリゼーション・ターミナル）、CCT（クレジット・センター・ターミナル）などの乙が認めたカードの有効性を照会するための端末機をいう。

(4)「公金」とは、信用販売実施場所4病院における患者の診療費及び文書料等をいう。

(5)「カード決済」とは、会員および甲が、乙所定の手続きを行うことにより、甲が公金を会員から直接受領することなく、乙が立替払いを行う取引をいう。

(6)「手数料」とは、乙が甲に対して公金の立替払いの対価として、甲が乙に支払う手数料をいう。

（カード取扱店等）

第2条 甲は、前条に定めるカード決済を行う施設（以下「カード取扱施設」という。）を指定し、あらかじめ乙に所定の書面をもって届け出、乙の承認を得るものとする。乙は当該指定を承認した場合、加盟店番号を付与する。なお、カード取扱施設の追加・取消についても同様とする。

2 甲は、本契約に従い信用販売を行うすべてのカード取扱施設内外の会員の見やすいところに乙所定の加盟店標識を掲示するものとする。

3 甲は、カード取扱施設に対し、本契約を周知徹底させ、遵守させるものとする。

4 甲は、乙またはそれらの委託先が、会員のカード利用促進のために、甲の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などに加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。

5 甲は、売上票、売上集計票、端末機、加盟店標識などを本契約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとする。

（届出事項の変更）

第3条 甲は、乙に届け出ている名称・代表者・所在地・電話番号・カード取扱施設および立替払

金振込指定金融機関口座、その他に変更が生じた場合には、直ちに乙所定の書面により、乙への届出印を押印のうえ届け出るものとする。

- 2 前項の届け出がないために、乙からの通知または送付書類、立替払金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに甲に到着したものとする。
- 3 乙は、甲に届け出ている名称・代表者・所在地・電話番号、その他に変更が生じた場合には、直ちに甲所定の書面により、甲への届出印を押印のうえ届け出るものとする。
- 4 前項の届け出がないために、甲からの通知または送付書類、手数料が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに乙に到着したものとする。

(業務の委託)

第4条 甲は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとする。

- 2 前項にかかわらず、乙が事前に承認した場合には、甲は第三者に業務委託を行うことができるものとする。
- 3 前項により乙が、業務委託を承認した場合においても、甲は本契約に定めるすべての義務および責任を免れないものとする。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という。）が委託業務に関連して乙に損害を与えた場合、甲は業務代行者と連帯して乙の損害を賠償するものとする。
- 4 甲は、業務代行者を変更する場合は、事前に乙に申し出、乙の承認を得るものとする。
- 5 乙は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を、第三者に業務委託しようとする場合は事前に甲の承認を得ることとする。
- 6 前項により甲が業務委託を承認した場合においても、乙は本契約に定めるすべての義務および責任を免れないものとする。また、業務代行者が委託業務に関連して甲に損害を与えた場合、乙は業務代行者と連帯して甲の損害を賠償するものとする。
- 7 乙が業務代行者を変更する場合は、事前に甲に申し出、甲の承認を得るものとする。
- 8 甲、乙は、業務代行者を選定するにあたり、十分な個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し業務代行者に本契約における個人情報保護およびカードの関する情報等の機密保持等を課す内容を含む契約を業務代行者と締結するものとする。
- 9 本条の定めは本契約終了後も有効とする。

(カード決済)

第5条 甲は、会員からカード提示によるカード決済を求められた場合、本契約に従い、カード取扱施設において会員に対しカード決済を行うものとする。

- 2 甲が取扱うことができる支払区分は1回払いのほかに、乙が承認した場合には、2回払い、リボルビング払い、分割払い、ボーナス1回払い、その他乙が特に認めた方法とする。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、カードを発行した会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分が取り扱えない場合があることをあらかじめ了承する。

(カード決済の方法)

第6条 甲は、会員からカード提示によるカード決済を求められた場合、カードの真偽、有効期限およびカード無効通知を照合し、カードが有効であることを確認し、乙所定の売上票に売上加盟店番号、カード取扱施設、担当者名、カード記載の会員番号、会員氏名、有効期限、会員の指定する支払区分、日付、金額などを記入するものとする。また、その場で会員による暗証番号の入

力、または会員の署名を求め、正しい暗証番号が入力されたこと、またはカード記載の署名と売上票の署名およびカード券面の会員番号、カード名義人名と売上票の会員番号、会員氏名が同一であり、かつ、カード提示者がカード記載の本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認のうえカード決済を行い、売上票の控え（会員用控え）または売上票に記載した内容を表す書面を会員に交付するものとする。なお、甲は会員に対し売上票に乙所定の項目以外の記載を求めてはならないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲と乙、合意の上、別途カード決済の方法を定めることができるものとする。
- 3 売上票に記載できる金額は、当該公金の金額（税金を含む）のみとし、現金の立て替え、および過去の公金の精算などを含めることはできないものとする。また、通常1枚の売上票で処理されるべきものを日付の変更、金額の分割などにより売上票を複数にすること、および売上票の金額訂正はできないものとする。
- 4 甲は、乙が事前に承認した場合を除き、乙所定の売上集計票および売上票を使用するものとする。また、売上票の控え（加盟店用控え）は甲の責任において保管し、他に譲渡できないものとする。
- 5 甲は、端末機を設置した場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規約の定めるところに従い、すべてのカード決済にこれを使用し、会員番号などを乙に送信することにより、カードの利用の照会を行い、乙からその承認を得るものとする。なお、故障、障害などにより端末機が使用できない場合および乙が当該端末機の利用につき別途制限を設けた場合には、すべてのカード決済につきその都度事前に乙へ電話連絡をして承認番号を取得するものとする。

（差別的取扱いの禁止・協力義務）

第7条 甲は、有効なカードを提示した会員に対し、カード決済の取扱いを拒絶したり、直接現金払いや他社の発行するカードの利用を要求したり、会員に現金客と異なる代金を請求したり、カード決済の金額に本規約に定める以外の制限を設けるなど、会員に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとする。

- 2 甲は、乙から依頼があった場合、会員のカード使用状況の調査に協力するものとする。
- 3 甲は、会員からカード決済を行うに関し、苦情、相談を受けた場合や、甲と会員との間において紛議が生じた場合には、甲の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとする。

（カード決済限度額）

第8条 第6条第5項に定める場合を除き、甲が会員1人あたり1回につき行うことができるカード決済限度額（同一日、同一施設におけるカード決済額の総額とする。）は、税金を含み乙が別途通知した金額の範囲内とする。

- 2 甲は、会員に対し前項のカード決済限度額を超えてカード決済を行う場合、その都度事前に乙の承認を得るものとし、乙の承認を得たときは、売上票の承認番号欄に承認番号を記入するものとする。万一乙の承認を得ないでカード決済限度額を超えてカード決済を行った場合には、甲は当該カード決済金額全額について一切の責任を負うものとする。甲は、乙からカード決済限度額の変更の通知があった場合はそれに従うものとする。

（カードの不正使用など）

第9条 甲は、乙から特定のカードを無効とする旨通知を受けた場合、その通知によって無効とさ

れたカードの提示者に対してはカード決済を行わないものとする。

- 2 甲は、明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるカードを提示された場合には、カード提示者に対しカード決済を行わないものとする。
- 3 万一甲が前2項に違反してカード決済を行った場合、甲は当該公金金額全額について一切の責任を負うものとし、乙の被った損失を補償するものとする。
- 4 紛失・盗難されたカード、偽造・変造されたカードに起因するカード決済が行われ、乙がカードの使用状況などの調査の協力を求めた場合には、甲はこれに協力するものとする。また甲は、乙から指示があった場合もしくは甲が必要と判断した場合には、甲が所在する所轄警察署へ当該カード決済に対する被害届を提出するものとする。
- 5 第1項、第2項のいずれかに該当する場合、甲は、当該カードの回収・保管に努めるものとし、直ちに事実を乙に連絡するものとする。

(立替払)

第10条 乙は、会員のカード決済に係る甲の債権（以下「債権」という。）を、会員に代って立替払いするものとする。

- 2 甲は、カード決済を行った日から原則として10日以内に、当該カード決済の売上票を支払区分毎に取りまとめ、乙所定の売上集計表に添付して、乙に送付するものとする。
- 3 甲乙間の第1項の立替払契約は、別表に定める締切日ごと、当該締切日までに前項の売上集計表および売上票が乙に到着した債権について、当該締切日に締結され、効力が発生し、同時に会員に対する乙の求償権が発生するものとする。ただし、乙が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。
- 4 乙の甲に対する立替払金の支払は、別表に定める支払日に当該立替払いの対象となる公金金額の総額より第11条に定める手数料を差し引いた金額を甲指定の金融機関口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、甲が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとする。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が同様の場合は前営業日を支払日とする。
- 5 乙の甲に対する立替払金は、乙が直接支払うか、または乙が指定し、事前に甲に通知した所定の会社が立替払いをするものとする。
- 6 乙は、第4項に規定する事項の履行に正当な理由なく遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、振込みを行うべき金額に年14.6パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日の含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じた金額（100円未満の端数があるとき、または100円未満であるときは、その端数額またはその金額を切り捨てる。）を遅延損害金として、甲が指定する日までに納付しなければならない。ただし、甲が納付を免除した場合はこの限りではない。

(手数料の支払い)

第11条 甲が乙に支払う前条第1項の立替払契約に係る手数料は、立替払契約の効力が発生した債権を乙が別途定める種類毎に合計した金額に、乙の定める手数料率、パーセントを乗じ、1円未満を切り捨てた金額の合計額とする。

(カード決済の取消し)

第12条 甲が、カード決済の取消しまたは解約などを行う場合は、直ちに乙所定の方法にて当該

立替払契約の取消しを行い、取消しの売上票を乙へ送付することとし、乙は第10条第2項および第3項に準じて処理するものとする。ただし、当該立替払金が支払い済みの場合には甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。または、乙は当該立替払金を次回以降の甲に対して支払う立替払金から差し引けるものとする。

(紛議の発生)

第13条 会員と甲との間に第7条3項に定める紛議が生じ、会員がカード決済代金の支払いを拒んだ場合あるいはカード決済代金が支払済みであっても当該紛議が解決されない場合の立替払金の支払いは以下のとおりとする。

(1) 当該立替払金が支払前の場合には、乙は当該立替払金の支払いを保留または拒絶することができるものとする。

(2) 当該立替払金が支払い済みの場合には、甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。また、乙は当該立替払金を次回以降の甲に対して支払う立替払金から差し引けるものとする。

(3) 当該抗弁事由が解消した場合には、乙は甲に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとする。

2 第9条第5項により乙が当該カードの回収・保管を依頼した場合、カードの回収について後日会員と紛議が生じた場合は、すべて乙が責任を持って解決する。

(立替払契約の取消)

第14条 乙は、甲乙間の立替払契約の対象となった公金について、以下の事由が生じた場合には、承認番号取得の有無にかかわらず、当該立替払契約を取消し、または解除できるものとする。

(1) 売上票が正当なものでないとき。

(2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき。

(3) カード決済を受け付けた日から2ヶ月以上経過した債権について立替払契約が締結されたとき。

(4) 第6条第5項または第8条第2項に反して乙の承認を得ずにカード決済を行ったとき。

(5) 第9条に違反して無効カードの使用者に対しカード決済を行ったとき。

(6) 第7条第3項に定める紛議が解消しないとき。

(7) その他甲が本契約に違反したとき。

2 前項に該当した場合、乙は甲に対し、当該売上票に取消表示をして返却する。また、当該立替払金が支払い済みの場合には、甲は乙に対し当該立替払金を直ちに返還するものとする。甲が当該立替払金を返還しない場合には、乙は次回以降に甲に対して支払う立替払金から当該立替払金を差し引けるものとする。

3 乙が、甲乙間の立替払契約の対象となった債権について第1項記載の各号事由のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合、乙は調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、当該立替払契約を取消しまたは解除することができるものとする。なお、甲は乙の調査に協力するものとする。調査が完了し、乙が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、乙は甲に当該立替払金を支払うものとする。なお、この場合には、乙は遅延損害金を支払う義務を負担しないものとする。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、本契約に基づき甲から開示される個人情報、本契約の目的の範囲内においてのみ利用するとともに、個人情報保護法、これに関連するガイドライン等に基づき、適法かつ適正に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。

3 乙の責に帰すべき事由により、会員番号その他のカードおよび会員に付帯する情報が第三者に漏洩し、甲に損害が発生した場合には、甲は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。

4 乙は、業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

5 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

(カードに関する情報等の機密保持)

第16条 甲は、本契約に基づいて知り得た個人情報、会員番号その他のカードおよび会員に付帯する情報を含む乙の営業上の機密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならないものとする。

2 甲は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、内部規定の整備、役職員の教育等を含む安全管理に関する一切の措置をとるものとする。

3 甲において会員番号その他のカードおよび会員に付帯する情報の滅失・毀損・漏洩等が生じた場合または甲において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると乙が判断した場合には、速やかに乙に対し、漏洩等の発生の日時・内容その他詳細事項について報告をしなければならないものとする。

4 甲は、会員番号その他のカードおよび会員に付帯する情報の漏洩等が生じた場合または甲において漏洩等が発生したと判断される合理的な理由があると乙が判断した場合には、その発生の日から10営業日以内に、漏洩等の原因を乙に対し報告し、再発防止のための必要な措置（加盟店の従業員に対する必要かつ適切な指導を含むものとする）を講じた上で、その内容を乙に書面で報告しなければならないものとする。

5 乙は、前項の措置が不十分であると認めた場合には、甲に対し、当該措置の改善の要求その他本契約の解除、取引の停止を含む必要な措置・指導を行えるものとし、甲はこれに従うものとする。

6 甲の責めに帰すべき事由により、第1項の情報が第三者に漏洩し、乙に損害が発生した場合には、乙は甲に対しその損害を請求することができるものとする。

7 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

(取扱期間)

第17条 本契約の有効期間は平成33年3月31日までとする。

(解約)

第18条 前条に関わらず、甲、乙は、書面により3か月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約できるものとする。

(契約解除)

第19条 甲、乙は、相手方が本契約に違反し相当期間を定めて催促したにもかかわらずこれを是正しない場合には本契約を解除し、これによって被った損害を請求することができるものとする。

(契約終了後の処理)

第20条 本契約が終了した場合、契約終了日までに行われたカード決済などは有効に存続するものとし、甲、乙は、当該カード決済などを本契約に従い取扱うものとする。ただし、甲、乙が別途合意をした場合はこの限りではないものとする。

2 甲は、本契約が終了した場合には、直ちに甲の負担においてすべての加盟店標識を取り外すとともに売上票、売上集計表など乙から交付されていた取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）を速やかに乙に返却するものとする。なお、端末機を設置している場合には、端末機の使用規約ならびにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとする。

(本契約に定めのない事項)

第21条 本契約に定めのない事項については、本契約と矛盾抵触しない範囲で乙の定める最新の加盟店規約に従うものとし、本契約および乙の定める加盟店規約に定めのない事項については、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(準拠法)

第22条 甲、乙との諸契約に関する準拠法はすべて日本国法が適用されるものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、乙の本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

<別表>

売上集計表・売上票の締切日および立替払金の支払日

カード決済の方法	取扱期間	締切日	支払日
1回払い 2回払い	月初～15日	15日	当月末
リボルビング払い 分割払い	16日～末日	月末	翌月15日
ボーナス1回払い (ボーナス1回繰上払い)	夏期 12月16日～6月15日	15日	当月末
	冬期 7月16日～11月15日	月末	翌月15日

※ 売上集計表・売上票は、締切日到着分をもって締め切るものとする。

※ 支払日が金融機関休業日の場合は、15日は翌営業日、末日は前営業日を支払日とする。